

# 基幹・委託相談支援体制関連業務プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

- ア とよはし総合相談支援センター運営事業（統括相談員）委託業務
- イ とよはし総合相談支援センター運営事業（相談員）委託業務
- ウ とよはし総合相談支援センター運営事業（医療的ケア児等支援マネージャー）委託業務
- エ とよはし総合相談支援センター運営事業（虐待防止相談員）委託業務
- オ 豊橋市障害児者相談支援事業委託業務

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 必要人員

- ア、ウ、エ 各1名
- イ 3名
- オ 11名

※アは、統括相談員1名のほか、事務補助職員1名を配置すること。

※イ及びオは、評価基準に従って評価し、評価の高かった法人から必要人員を満たすまで決定業者とする。

### (4) 業務期間

令和6年1月1日から令和8年3月31日まで（27か月）

豊橋市は、上記業務期間にかかわらず、令和6年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがあります。

### (5) 業務場所

- ア～エ 豊橋市前畑町115番地 豊橋市総合福祉センター「あいトピア」2階
- オ 豊橋市長の指示する場所

### (6) 契約上限金額（※（4）業務期間に対する契約上限金額）

- ア 金24,580千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- イ 人員1名あたり金16,462千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ウ 金15,762千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- エ 金16,092千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- オ 人員1名あたり金14,231千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア とよはし総合相談支援センター運営事業実施要綱及び各仕様書に記載される要件を満たしていること（1（1）のア～エのみが対象）。

イ 豊橋市障害児者相談支援事業実施要綱及び仕様書に記載される要件を満たしていること（1（1）のオのみが対象）。

- ウ 国税及び愛知県税、豊橋市税の未納がないこと。
  - エ 所在地が豊橋市内の事業者であること。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
  - イ 「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
  - ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
  - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

### 3 担当部署

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市福祉部障害福祉課

電話：0532-51-2214

電子メールアドレス：[shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp](mailto:shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp)

### 4 プロポーザル参加意向申出書等の作成及び記載上の留意事項

プロポーザル参加意向申出書の様式は（様式1）に示すとおりとし、参加を希望する委託業務ごとに作成すること。応募者の法人概要について、（様式2）に記載すること。委託業務に従事する者の経歴等について、（様式3）に記載すること。応募者の法人における同種・類似業務の実績について、業務実績表（様式4）に記載すること。なお、業務実績表には、業務内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

### 5 プロポーザル参加意向申出書等の提出方法

#### (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加意向申出書（様式1）
- イ 法人概要（様式2）
- ウ 業務従事者の経歴書（様式3）
- エ 業務実績表（様式4）※業務内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

#### (2) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ

#### (3) 提出先

3 担当部署と同じ

#### (4) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(5) 提出期間

令和5年9月11日（月）～令和5年9月29日（金）午後5時15分必着

## 6 プロポーザル参加意向申出書等に関する質問

プロポーザル参加意向申出書等に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

3 担当部署と同じ

(2) 質問期間

令和5年9月11日（月）～令和5年9月22日（金）午後5時15分まで

(3) 質問方法

質問書（様式5）に必要事項を記載し、持参又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答 令和5年9月27日（水）

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/57416.htm>

## 7 提案書等の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、提案資格確認結果通知書により、提案書等の提出について電子メールにより通知する。

※令和5年10月4日（水）までに、電子メールにより通知する。

## 8 提案書等の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書等作成上の基本事項

本プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型等）を求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(2) 提案書等記載上の留意事項

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。

ウ 設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等は使用しないこと。

エ 提案書に提案者を特定することができる内容の記述（法人名等）をしないこと。

オ 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4版とし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

## 9 提案書等の作成要領

- (1) 提案書等の様式は次に示すとおりとする。
  - ア 業務実施体制（様式7）
  - イ 提案書（様式8）
  - ウ 参考見積及び見積金額内訳書（様式9）
- (2) ウについては、1（4）の業務期間（27か月）に対する税込金額を記入すること。また、1（6）の契約上限金額を超えない範囲で記入すること。
- (3) 提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがあるので注意すること。

## 10 提案書等の提出方法

- (1) 提出書類及び部数
  - ア 業務実施体制（様式7）及び提案書（様式8） 正本1部、副本5部  
正本、副本ともにA4サイズ・縦長・左綴により提出すること。副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。
  - イ 参考見積及び見積金額内訳書（様式9） 正本1部、副本5部
- (2) 提出先  
3 担当部署と同じ
- (3) 提出方法  
持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。
- (4) 提出期間  
令和5年10月4日（水）～令和5年10月24日（火）午後5時15分必着  
提出期限後に到着した提出書類は無効とする。

## 11 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他豊橋市が必要と認めるときは、豊橋市は選定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

## 12 提案書の作成等に関する質問及び回答

提案書等に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

3 担当部署と同じ

(2) 質問期間

令和5年10月4日(水)から令和5年10月11日(水)午後5時15分まで

(3) 質問方法

質問書(様式5)に必要事項を記載し、持参又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答 令和5年10月16日(月)

豊橋市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/57416.htm>

### 1.3 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「基幹・委託相談支援体制関連業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 評価の手続き

(ア) 一次評価(提案書による評価)

(イ) 二次評価(ヒアリングによる評価)

日程 令和5年11月20日(月) 13時30分～16時30分

場所 オンライン(Zoom)による実施

ヒアリング開始時間及び留意事項等については令和5年10月30日(月)までに別途通知する。提出された提案書等を事前確認し、その内容についてヒアリングを行う。ヒアリングの時間は一者あたり10～15分程度を予定している。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」による。

(3) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

イ 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 評価委員会各委員の持ち点(100点)を合算した値(満点)の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。提案者が一者の場合は、審査項目「参考見積」を除く持ち点(85点)を合算した値の5割を最低基準点とする。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合又は必要人員が満たされない場合は、次順位の者(最低基準点を満たしている者に限る。)を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目「実施体制」において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する。

カ 1 (1) イ及びオの業務は、評価の高かった法人から順番に、1 (3) イ及びオに規定

する必要人員を満たすまで決定業者とする。

#### 1 4 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を「結果通知書」により、令和5年11月24日（金）までに通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書が特定された者については、特定後に「基幹・委託相談支援体制関連業務プロポーザル契約候補者の特定について」を豊橋市福祉部障害福祉課内において配置し、これを閲覧させること及び3の担当部署ホームページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

3 に同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

#### 1 5 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 参考見積金額が契約上限金額を超える提案

(5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

#### 1 6 契約の締結

(1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。

(2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。

(3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

ア 「2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

イ 提案資格または提案内容が無効となったとき

ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

## 17 その他

- (1) プロポーザル参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式12）を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) 本プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 豊橋市からの指示が無い場合、提出後のプロポーザル参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除及び変更は認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。